

新潟市潟東ゆう学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 55 号

新潟市潟東ゆう学館条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟市潟東ゆう学館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「相談室」を「大広間及び相談室」に改め、同項ただし書中「大広間及び浴室」を「浴室」に改める。

第 16 条ただし書中「（1）大広間・浴室の表」を「（1）浴室の表」に改める。

別表中「大広間又は浴室」を「浴室」に改める。

第 2 条 新潟市潟東ゆう学館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 1.6 条ただし書中「（1）浴室の表」を「1 の表」に改める。

別記様式第 7 号中

500円
3,000円
5,000円

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。